

# 北広島町農業委員会第9回総会議事録

事務局 (第9回北広島町農業委員会総会開会宣言)

副町長 (あいさつ)

会長 (開会あいさつ)

---

## 議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

9番 3月13日に地区担当推進委員と調査をしました。高齢の譲受人ですが、とても達者で草取り等自身でできるとのことです。申請地は譲受人所有の田と1枚の田で整理をされており譲受人が耕作をされています。譲受人の長男は町内在住であり、農地の移譲は済んでいませんが、長男が日常の管理をされておられます。長年の農業者であり全部耕作要件は満たしておられます。周辺農地への影響も問題なく今まで通りの営農となります。従いまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号1番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

2番 3月10日に15番委員と現地調査をしました。491番2は細長い農地ですが、過去に491番1を売買するにあたり農地の進入路として分筆をされました。487番は昨年まで近所の方が耕作をされており、483番、488番は畑として管理をされておられました。1番案件同様譲受人が高齢ですが、譲り受ける農地面積と所有農地合わせても3反超で小規模であること、機械一式を所有しておられ家族労働も期待できることから全部耕作要件は満たすことができると考えます。申請地の全ては宅地、水路あるいはコンクリートの擁壁に囲まれており、周辺農地への影響はなくこれまで同様の営農耕作は可能かと考

えます。以上の事から農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号2番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

---

### 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号3番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

17番 経緯としましては、申請人の娘さんが帰られたことで駐車場が不足したため、申請地にカーポートを設置されたとのことです。今回適正化を図るため、始末書添付のうえ申請されました。周辺農地への影響はないことから許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号4番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

4番 内容につきましては摘要欄のとおりで、所有農地のうち申請地が非農地であることから、機構集積関連であり、適正化を図るため始末書添付のうえ申請をされました。周辺農地への影響はないため許可相当と考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号4番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号5番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

15番 申請地は自宅から50メートルほどの距離にあり、必要面積を分筆のうえ、農振除外の手続きを経てこの度申請をされました。周辺農地への影響はないため許可相当と考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号5番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

---

### 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

会長 番号6番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

5番 3月13日に13番委員及び地域担当推進委員と現地調査を行いました。申請地は、譲受人が昭和52年に譲渡人から譲り受け、進入路として利用しており現在に至ります。この度所有権を明確にするため申請されました。始末書添付であり、周辺農地への影響はなく許可相当と判断しました。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号6番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

- 委員 異議なし（挙手全員）
- 会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号7番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 （議案を読み上げる。）
- 5番 3月13日に13番委員と地域担当推進委員と3名で現地調査を行いました。譲受人は高齢者等の介護施設等を運営しており、事業の充実を図るために申請地を購入し、職員の駐車場やリハビリ施設等として利用するため申請をされました。今現在荒廃している状態であり環境が改善されることから、地域の方から歓迎されています。譲受人、譲渡人双方には確認しました。以上の事から許可相当と判断しました。
- 会長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。
- 委員 （異議なし）
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号7番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委員 異議なし（挙手多数）
- 会長 挙手多数です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号8番、9番及び10番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 （議案を読み上げる。）
- 5番 3月13日に2番委員と地域担当推進委員と地域住民立会のうえ現地調査を行いました。申請地は第1種農地ですが随分荒廃しており、荒廃農地を活用してもらえることは地域にとっても喜ばしいことであると考えます。会社は30年余り上手にあるため池に鯉を養殖しておられます。この場所は水がいいということで選定され、申請地を購入し場所を移したいとのことです。以上の事から許可相当と判断しました。
- 会長 番号8番、9番、10番についてご意見ご質問等はありませんか。
- 委員 （異議なし）
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号8番、9番及び10番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委員 異議なし（挙手全員）
- 会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号11番及び12番について事務局より説明をお願いします。

- 事務局 (議案を読み上げる。)
- 17番 3月11日に1番委員と地域担当推進委員と現地調査を行いました。申請地は長年耕作されておらず30センチを超える大木が生えています。譲受人は現在養鯉業をされており、申請地について農地を改良し使用したいとのことでした。隣接農地は以前工事をして養鯉池として利用されています。水路は昔のまま残していくとのことであり、周辺農地への影響はないと確認し許可相当と判断しました。
- 会長 番号11番、12番についてご意見ご質問等はございませんか。
- 2番 現況は木が立っているままの状態ですか。
- 17番 少しずつ木を倒して現況復旧されておられる。
- 1番 この11、12番案件は先ほどの8、9、10番案件同様養鯉場だが、先ほどの案件は開発行為協議準備中とありこの案件はない。その違いを事務局から説明してほしい。
- 事務局 町担当部局に確認していますが、面積要件から開発許可の申請が必要である。11番、12番案件には面積要件等の確認はしております。
- 1番 面積要件はいくらか。
- 事務局 町条例によりますと、3,000㎡以上となっています。
- 2番 開発行為の申請も同時進行となるのか。
- 事務局 後ほど農政懇談会で詳しく説明しますが、開発行為許可との連携をとり許可を出していく。
- 会長 その他にご意見ご質問等はございませんか。
- 委員 (異議なし)
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号11番、12番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委員 異議なし(挙手全員)
- 会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

---

#### 議案第4号 農業用施設転用届について

- 会長 番号13番について事務局より説明をお願いします。

- 事務局 (議案を読み上げる。)
- 1 番 3月10日に17番委員と地区担当推進委員と現地確認しました。申請地は申請人の自宅向かいで便利な場所にあります。農業用機械を格納したいということから申請をされました。周辺農地への影響はないため問題ないと考えます。
- 会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 4 番 この届出について、過去の届出受理について把握をしているのか。
- 事務局 過去数年のものは台帳管理をされているが全てではなく、旧町時代の届出は確認に時間がかかることがある。
- 会長 利用状況調査で無断転用かどうかの判断材料になりうる。今後どうするか考えていきたい。
- 会長 その他にご意見ご質問はございませんか。
- 委員 (異議なし)
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号13番について農業用施設転用届を受理することに賛成される委員の方は挙手をしてください。
- 委員 異議なし(挙手全員)
- 会長 挙手全員です。よって届出を受理することに決定しました。

---

### 議案第5号 非農地証明申請について

- 会長 番号14番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案を読み上げる。)
- 17 番 3月11日に1番委員及び地区担当推進委員で現地を確認しました。30年以上耕作放棄をされており、現地でも申請地を探すことが困難な状況でした。農地への復元は困難と考え受理妥当と判断しました。
- 会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 2 番 摘要欄にもあるが、登記地目が雑種地であるものを非農地証明申請する必要があるのか。
- 事務局 農地台帳に記載がある限りには手続きが必要と考える。登記の地目変更の必要はないが

そこは所有者の判断に委ねられる。

会 長 その他にご意見ご質問等はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号14番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号15番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

17番 3月11日に1番委員と担当地域推進委員と現地調査を行いました。現状を見ますと大木が立っており、申請人は将来的に耕作の意思もなく、農地への復元が困難であると判断し受理妥当と考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号15番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号16番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

7番 3月15日に3番委員と地区担当推進委員と申請人の母へ面談し、現地調査を行いました。申請地周辺は昭和46年に4条申請を行い植林されましたが、申請地の記載が漏れていたためこの度申請されました。現況は、植林をして40年以上経過していることから、立木は伐採可能なほど大きくなっており、農地への復元は困難と考え受理妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号16番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。

---

### 議案第6号 農地利用状況調査に伴う非農地の承認について

会 長 事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げて説明。）

会 長 この件についてご意見ご質問等ございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。農地法第2条第1項の農地に該当しないと承認いただける委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。

---

### 議案第7号 農用地利用集積計画について

会 長 事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げて説明。）これらは、農業経営基盤強化促進法第18号第3項各要件を満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等ございましたらお願いします。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。



---

## 議案第8号 農用地利用配分計画について

会 長 内容について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げて説明。)

会 長 それでは農用地利用配分計画について質疑に入ります。この件についてご意見ご質問等ございましたらお願いします。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。

---

## 議案第9号 農業振興地域整備計画の一部変更について

会 長 事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (質疑なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。農業振興地域整備計画の一部変更について可として意見を述べてよいと思われる方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。  
以上で本日、提案いたしました案件につきましては終了します。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

平成 年 月 日

会 長

⑩

議事録署名者

⑩

議事録署名者

⑩